

水産基盤整備事業等における品質確保促進 ガイドライン

平成19年 3月

水産庁 漁港 漁場 整備 部

目 次

はじめに	1
1 品質の確保促進にあたって	2
1-1 意義	2
1-2 ガイドラインの位置づけ	3
2 総合評価方式の概要	5
2-1 総合評価方式とは	5
2-2 技術的能力・技術提案の評価・活用	9
2-3 評価基準の設定	12
2-4 落札者の決定方法	14
3 入札・契約手続の流れ	16
3-1 簡易型	16
3-2 標準型	17
3-3 高度技術提案型	18
3-4 入札方式の選定	19
4 技術提案の審査・評価の実施	21
4-1 個別工事の評価と総合評価方式の選定	21
4-2 評価項目と評価基準の設定	23
4-3 入札説明書・技術資料の提出依頼要請書等の作成	40
4-4 個別工事に際しての技術審査	44
4-5 落札者の決定	46
5 その他の留意事項	48
5-1 評価内容の担保	48
5-2 中立かつ公正な審査・評価の確保	50
5-3 情報公開	52
6 発注者の支援	53
7 おわりに	55
参考資料	56

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

また、現下の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や、不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきている。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号。以下、「品確法」という。)第 8 条第 1 項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が定められ、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定されたところである。

また、品確法及び基本方針を踏まえて、「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」(以下、「取組方針」という。)が平成 18 年 2 月 28 日に策定された。この取組方針に沿って、水産基盤整備事業の工事等の品質確保になお一層積極的に取り組む必要がある。

公共工事においては、平成 11 年度より大規模かつ難易度の高い工事を対象に、ライフサイクルコストを含めた総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境の維持や交通の確保等の社会的要請事項に関する技術提案を入札者に求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式が試行されている。今後、公共工事の品質確保の促進を図るために、総合評価方式を活用していく必要がある。

1 品質の確保促進にあたって

1-1 意義

品確法では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民の利益がもたらされる。また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

水産基盤整備事業等で整備される施設は、工事完成後、行政機関により管理される他、漁業協同組合等により管理されるものや魚礁や増養殖施設など、海中あるいは海上に設置されるものがあり、維持管理の容易さ、維持管理コストの縮減等への配慮が必要である。

また、機能面では、安全で安心な水産物を供給するための衛生管理の促進、水産生物¹⁾の生息環境の保全、漁業者の労働環境の向上も必要とされている。

したがって、公共工事及び公共工事の調査・設計に関する品質確保の取り組みにあたっては、これら水産基盤整備事業等の特性を十分配慮しつつ実施していくことが必要である。

1) 本ガイドラインでは、水産生物とは、増養殖対象種を含めた水辺や海域の動植物のことを指す。

1-2 ガイドラインの位置づけ

「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)は、水産基盤整備事業等において、総合評価方式による工事発注にあたり、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに品質の向上に係る技術提案の優劣を総合的に評価するためのガイドラインを示したものである。

本来、工事情質の確保及び向上にあたっては、工事実施の際における「工事前の取り組み」、「工事中の取り組み」、「工事後の取り組み」が必要であり、これらの取り組みを確実に実行し、その結果をフィードバックすることによって、評価の検証はもとより、技術のレベルアップや計画・設計の改善が図られ、品質確保の促進を図ることができる。図1-1はその手順を示したものであり、本ガイドラインは、このうちの適切な落札者を決定する「工事前の取り組み」に位置づけられるものである。

特に、漁場環境や水産生物を扱う工事の場合には、直接的なものだけでなく間接的な影響を含めて、工事中や工事完了直後はもとより、一定期間(数ヶ月あるいは数年)経て、工事による影響が現れると予想されることから、工事後のモニタリングなどによる「工事後の取り組み」が重要であることに留意しなければならない。また、工事後の取り組みに関しては、発注者だけではなく、建設業者の自主的な取り組みも品質確保に重要である。

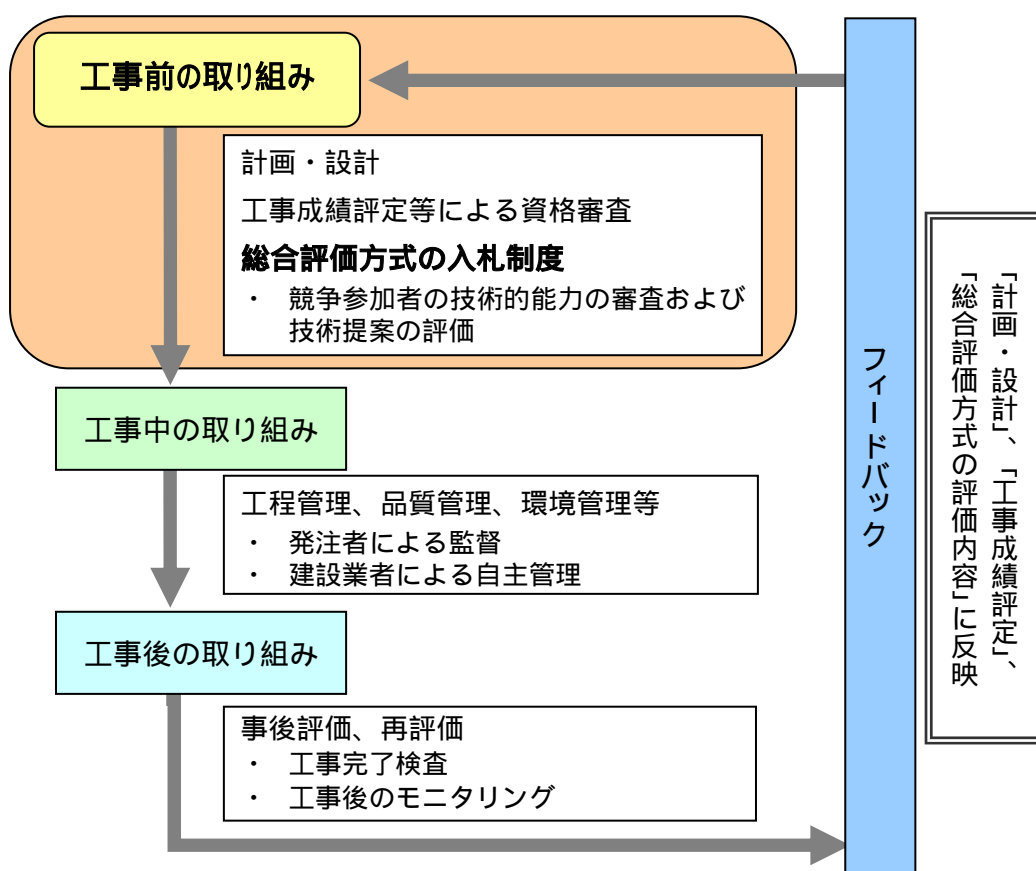


図 1-1 工事情質確保促進の概念図

水産関係公共事業の各事業主体においては、本ガイドラインを参考にしつつ、品確法及び基本方針の趣旨に鑑み、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められるとともに、総合評価方式のより一層の活用促進に努められたい。

なお、本ガイドラインでは、総合評価方式を適用するにあたっての基本的な考え方を中心にとりまとめており、今後、総合評価方式の適用事例等の収集・評価を行い、必要に応じて見直していく予定である。

2 総合評価方式の概要

2-1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争方式）とは異なり、総合評価方式ではより技術力の高い企業が落札者として選定されやすく、品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待されている。

2-1-1 総合評価方式の適用範囲

総合評価方式は、

工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

工事価格の差異に比して対象（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものではあるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とし、技術提案の審査・評価を行う。

2-1-2 総合評価方式のタイプ

総合評価方式の適用にあたっては、工事技術及び現場条件（環境条件、社会条件等）等の違いによる当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、当該工事に適した総合評価方式のタイプとして、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを選択することができる。

《 簡易型 》

工事規模が小さいあるいは技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

《 標準型 》

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、総合的なコスト、性能・機能、社会的要請の視点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。また、工事内容によって施工の確実性を考慮する必要がある場合には、簡易型と同等の施工計画を求め、価格との総合評価を行う。

《 高度技術提案型 》

工事規模の大小にかかわらず技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、総合的なコスト、性能・機能、社会的要請の視点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

2-1-3 技術力の評価内容の考え方

総合評価方式における技術力に係る評価内容は、総合評価方式のタイプ別に当該工事の予定価格（工事規模）ならびに技術的難易度に応じて 企業の技術力、企業の信頼性・社会性、企業の高度な技術力、のそれぞれに係る評価項目をそれぞれ選択することができる。

《 企業の技術力 》

発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を企業に期待するものである。当該工事の技術特性の理解度を把握するために施工計画を評価するとともに、企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価項目とする。

《 企業の信頼性・社会性 》

工事を円滑に実施する能力を企業に期待するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点から地域への貢献度を評価項目とする。

《 企業の高度な技術力 》

発注者の指示する標準的な仕様を入札参加者からの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を企業に期待するものである。入札参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・機能、社会的要請の視点から評価する。

総合評価方式のタイプ別の技術力の評価事項（企業の技術力、企業の信頼性・社会性、企業の高度な技術力）は以下のとおりとする。

・簡易型

簡易型の総合評価方式を適用する工事では、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているかを確認する観点から、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」を評価する。

・標準型

標準型の総合評価方式を適用する工事では、施工上の特定の課題について建設業者による技術提案を募り、工事の高度化を図る観点から、「企業の高度な技術力」を評価するとともに、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているかを確認する観点から、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」を評価する。

・高度技術提案型

高度技術提案型の総合評価方式を適用する工事では、特に、施工上の技術的難易度が高いことから、施工上の特定の課題について建設業者による技術提案を募り、工事の高度化を図る観点から、「企業の高度な技術力」を評価するとともに、工事全般にわたる施工を確実に担保する観点から、「企業の技術力」をあわせて評価する。

また、技術的難易度及び予定価格（工事規模）と総合評価方式のタイプとの関係およびタイプ別の技術力の評価事項の関係を図 2-1 に示す。

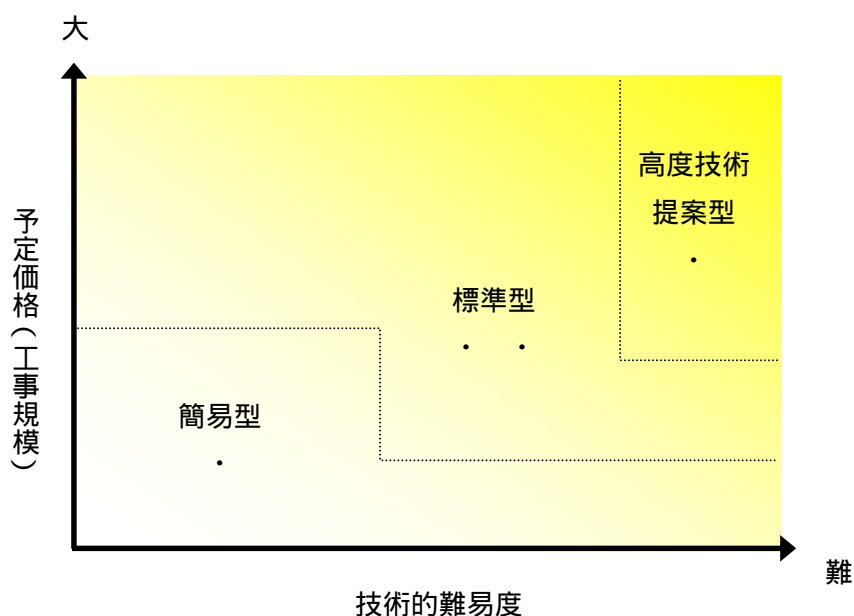


図 2-1 予定価格・技術的難易度と総合評価方式のタイプの基本的関係

2-2 技術的能力・技術提案の評価・活用

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認にあたっては、工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるように努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定にあたっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。このように、公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、図 2-2 のように行われていくことが期待される。

(1) 個別工事の評価・総合評価方式の選定

発注予定工事について工事の技術的難易度評価（事前評価）を実施し、発注予定工事の特性を把握する。さらに、発注予定工事の予定価格及び工事の技術的難易度評価に基づき、当該工事に適用する総合評価方式のタイプの選定を行う。

また、選定された総合評価方式のタイプと工事種別等に基づき、総合評価における価格以外の評価項目の設定、評価基準、加算点や評価点等を決定する。

なお、当該工事に対する総合評価方式の加算点、審査項目、配点については、学識経験者に意見を聴取するものとする。

(2) 有資格者名簿の作成に際しての資格審査

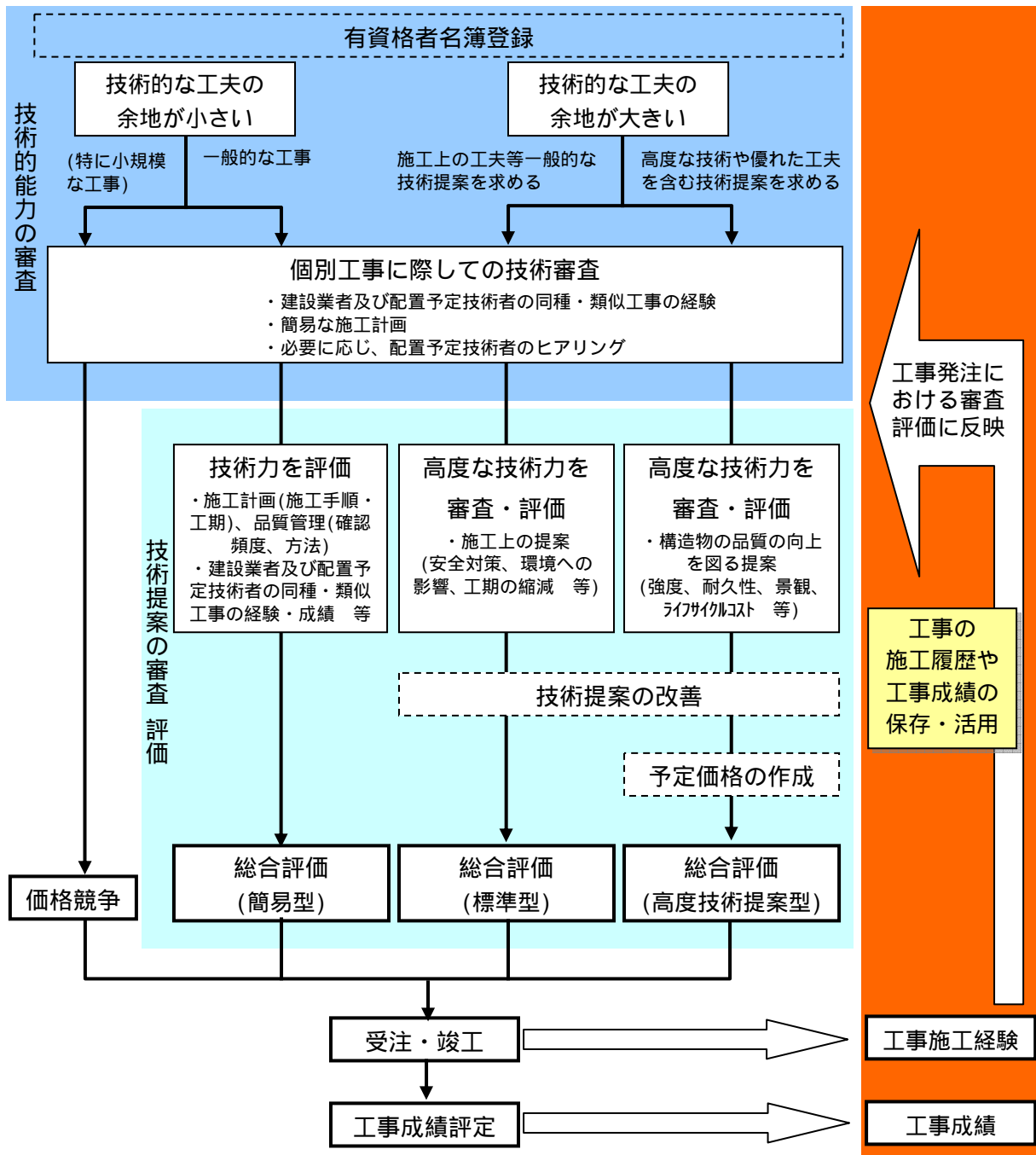
定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成するが、資格審査に際しては、経営事項評価の客観点数に加え、工事成績評定等に基づく特別点数を適切に評価して行うものとする。

(3) 個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注にあたり、工事实績情報システム（CORINS）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに、簡易な施工計画の提出を求め、審査を行う。

また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

なお、審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めないものとする。



注) 個別工事における技術審査: 建設業者の施工能力の確認を行う。

注) 技術力を審査・評価: 技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

注) 技術提案: 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事事務物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

注) 総合評価: 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

図 2-2 公共工事における技術的能力・技術提案の評価・活用

参考文献: 公共工事における総合評価方式活用ガイドライン平成 17 年 9 月 国土交通省、国土技術政策総合研究所

(4) 総合評価方式における技術提案の審査・評価

技術提案の審査にあたっては、提出された技術提案の内容について実現性や安全性等の観点から審査を行い、提案内容が不相当であると認められた者は入札参加を認めない。なお、簡易型及び標準型（施工の確実性を考慮する必要がある場合）においては、前項 2 - 2 (3) の技術審査における簡易な施工計画に基づき評価を行うものとする。

また、あらかじめ設定した評価基準、加算点や評価点等に基づき、技術提案の内容に応じて点数付け（評価）を行う。

なお、当該工事に対する評価については、学識経験者に意見を聴取するものとする。

(5) 総合評価

前項 2 - 2 (4) の技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

(6) 工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、技術提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を工事竣工後に行う。評定結果は、受注者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、当該工事竣工後以降の工事発注における有資格業者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。

2-3 評価基準の設定

評価項目は、工事における必要度・重要度や評価項目に係わるデータの入手可能性等に基づき、適切に設定する。

評価項目ごとの評価基準については、評価項目の特性を踏まえ、下記(1)による定量的な評価基準、又は下記(2)又は(3)のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

また、評価項目ごとに、必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格とし、競争参加資格を認めないことができる。

(1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する評価方式。

この場合、標準的には、提示された技術提案の中で最高の性能等の数値に満点（加算点が50点の場合は50点、加算点が10点の場合は10点を付与）を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

(2) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、数段階の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する評価方式。

ここで、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその評価方法等を設定することが重要となる。

水産基盤整備事業等の場合、基本的に3段階の階層（優/良/可）で評価を行うものとする。例えば、“優”に該当するものには満点、“良”に該当するものには満点の1/2程度の点、“可”に該当するものには0点とする。

(3) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大又は過小となるものが生じる可能性があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

ここで、「企業の高度な技術力」の技術提案と技術提案に基づく施工計画に係わる評価を行う総合評価方式において、技術提案に係わる評価項目を複数設定する場合、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、加算点または評価点の標準設定範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めたものとなるよう評価項目ごとの配点を定めるよう留意する。

2 - 4 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、除算方式又は加算方式を基本とするが、これらの方法以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、当該方法を用いてもよい。

また、技術評価点については、各発注者が工事の特性に応じて適切に設定する。なお、標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質に関する評価が十分されない結果となることに留意するものとする。

(1) 除算方式

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

技術評価点の設定の考え方

- ・ 標準点を設定し技術提案等に応じた加算点を決定し、合計する。

特徴

- ・ Value for Money ¹⁾ の考え方によるものであり、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工物品質を表す指標。
- ・ 入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

1) Value for Money とは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある(質の高い)サービスを提供する」ということになる。

(2) 加算方式

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点の算出方法の例

- $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

技術評価点の設定の考え方

- 技術評価点を算出する場合は、満点を定め、技術提案に応じた技術評価点を決定する。
- 工事の内容等によっては、技術評価点に配点の重み付けをして、評価値を算出する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} \times W_1 + \text{技術評価点} \times W_2$$

W_1 : 価格評価点の配点ウエイト

W_2 : 技術評価点の配点ウエイト

特徴

- 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標。

3 入札・契約手続の流れ

発注予定工事の技術的難易度及び予定価格（工事規模）より選定した総合評価方式の入札・契約手続として、簡易型、標準型及び高度技術提案型における一般競争入札の手順を以降に示す。

3-1 簡易型

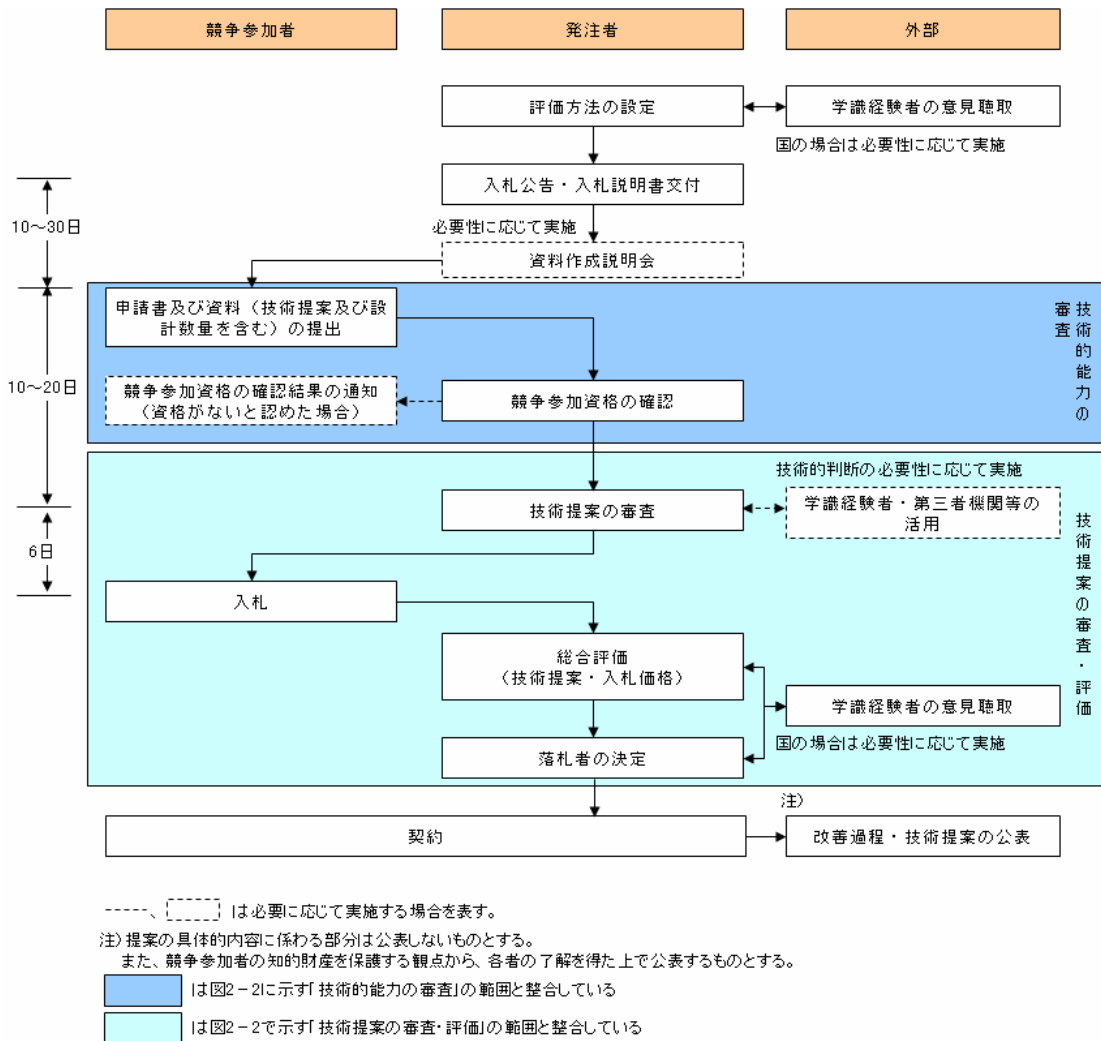


図 3-1 簡易型における入札・契約手続の流れ

3-2 標準型

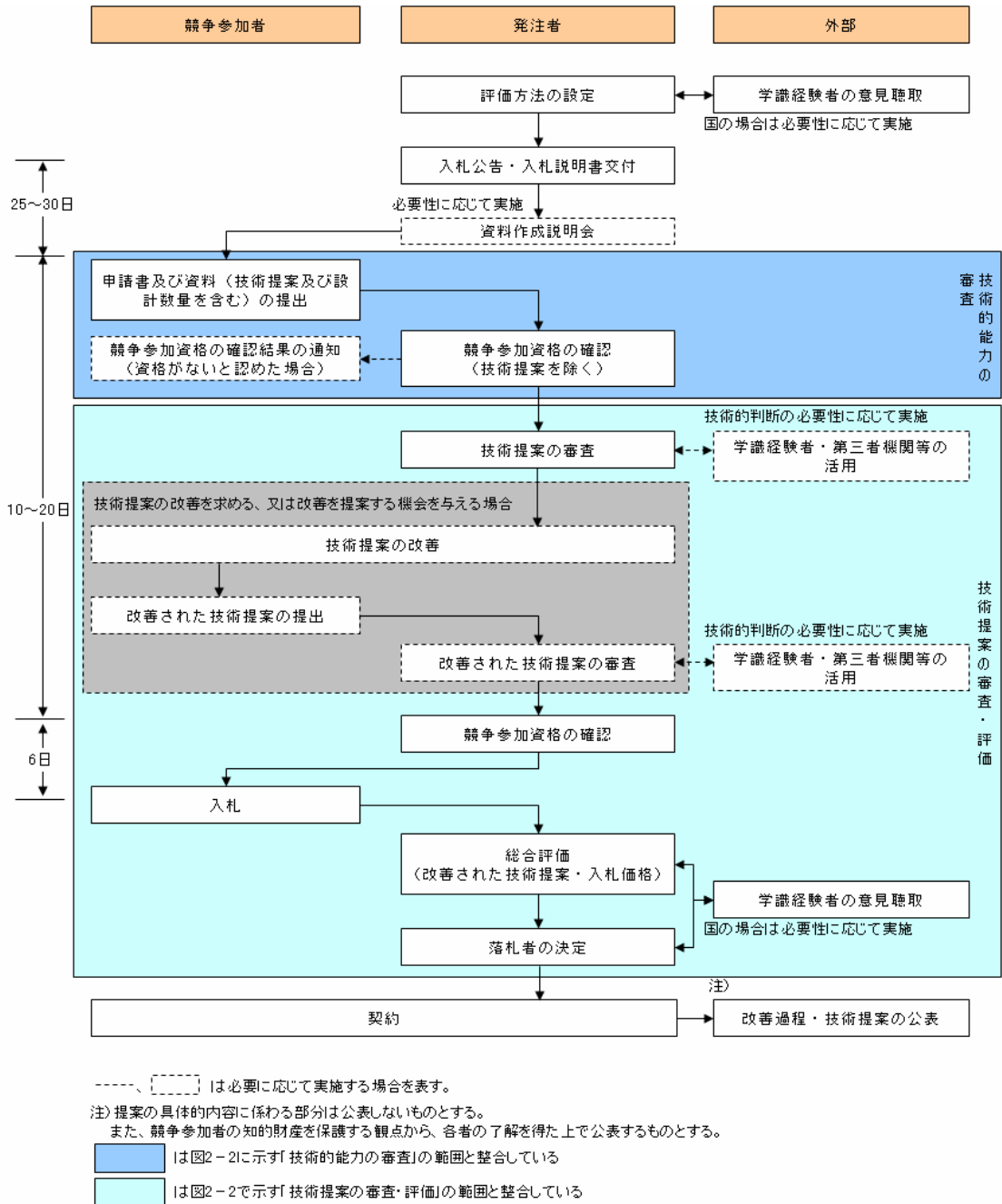


図 3-2 標準型における入札・契約手続の流れ

3-3 高度技術提案型

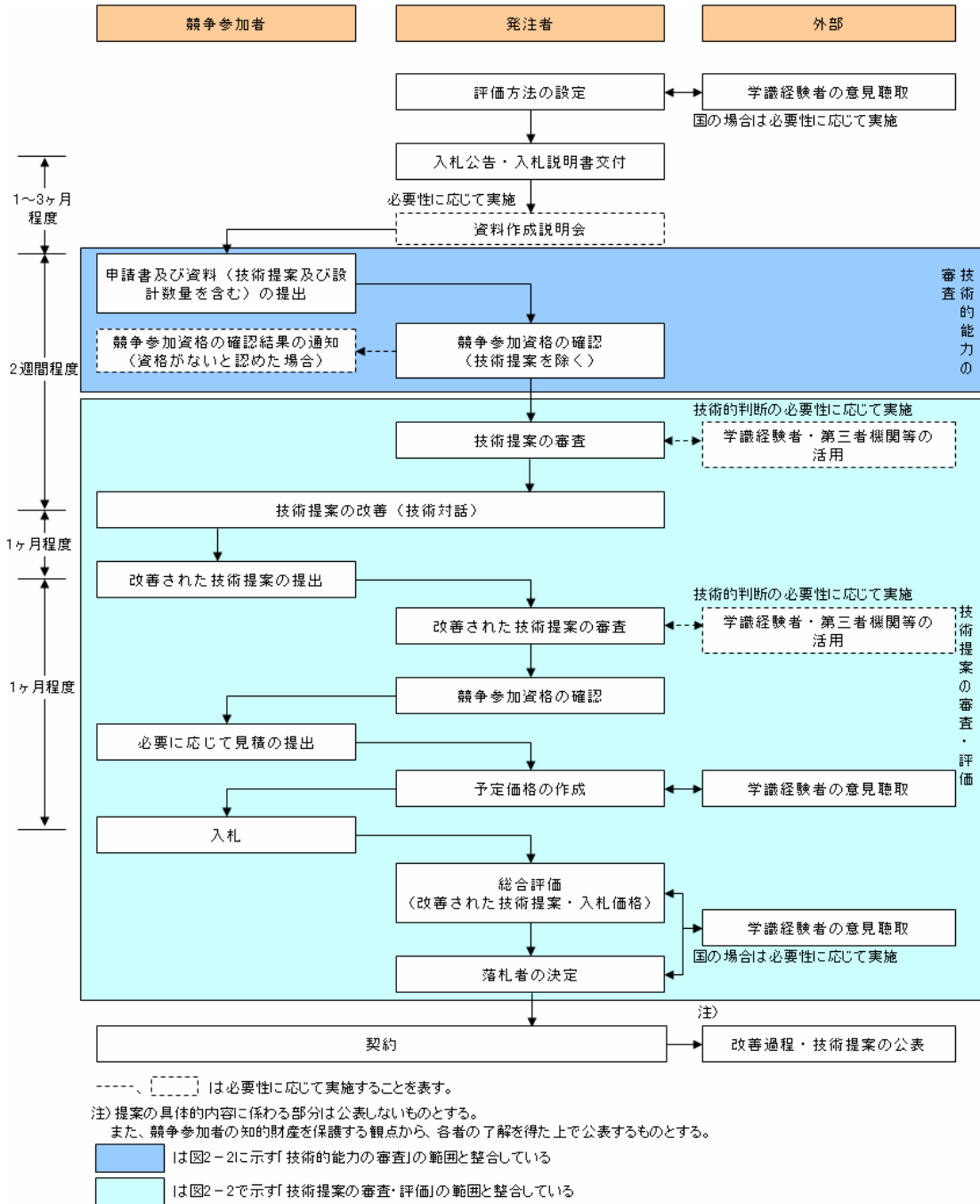


図 3-3 高度技術提案型における入札・契約手続の流れ

3-4 入札方式の選定

入札方式の選定にあたっては、次に掲げる各方式の特徴、メリットを踏まえ、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて行う。

《 一般競争入札方式 》

競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、 手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、 手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、 入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争入札方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、各事業主体においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うことが必要である。

《 指名競争入札方式 》

発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、 信頼できる建設業者の選定、 入札・契約に係る事務の簡素化、 良質な施工に対するインセンティブの付与、等のメリットがあるとされている。

一般競争入札方式や指名競争入札方式のこのような観点を踏まえ、各事業主体においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」を実施することにより、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることが必要である。

また、技術的な工夫の余地が大きい工事について、次に掲げる「二段階選抜方式」や「二封筒方式」が提案されている。

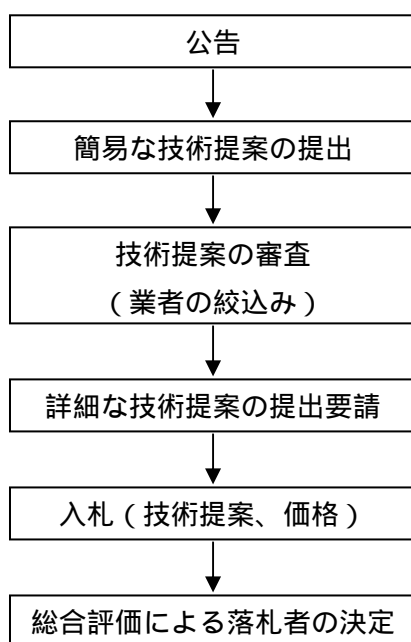
《 二段階選抜方式 》

簡易な技術提案で建設業者を絞り込んだ後に、改めて詳細な技術提案を求める方式であり、建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を図ることができるというものである。

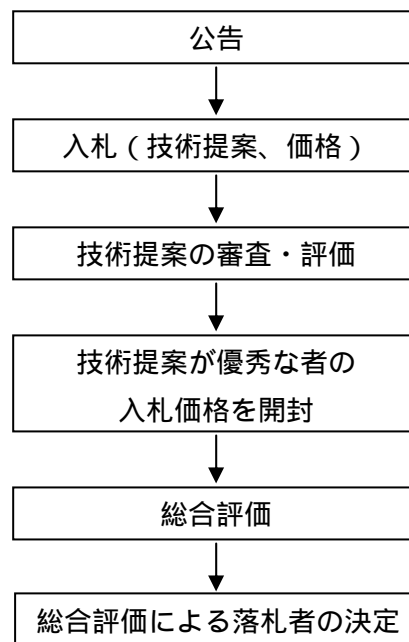
《 二封筒方式 》

建設業者が技術提案と入札価格を別々の封筒に入れて提出し、発注者は技術提案の審査・評価を行い、一定の基準を満たす優秀な技術提案を提出した建設業者のみ入札価格を開封し、総合評価を行う方式である。これにより、技術力に優れた建設業者を優先的に選定することが可能となるというものである。

〔二段階選抜方式のイメージ〕



〔二封筒方式のイメージ〕



4 技術提案の審査・評価の実施

4-1 個別工事の評価と総合評価方式の選定

4-1-1 総合評価方式の選定の基本的考え方

技術的難易度及び予定価格（工事規模）と総合評価方式のタイプとの基本的な関係は前項2の総合評価方式の概要の図2-1に示したとおりであり、技術的難易度と予定価格（工事規模）を踏まえて、当該工事に適した総合評価方式のタイプを選定することを基本とする。

具体的には、発注予定の工事について事前に技術的難易度の評価を行い、その技術的難易度評価の結果と工事の予定価格に応じて、総合評価方式のタイプの選定を行う。

なお、工事の技術的難易度評価にあたっては、工事目的物の構造形式や施工法等の工事技術の難易度だけではなく、工事目的物周辺の漁場や生態系等に係わる自然環境及び漁業実態や地域の生活環境等の社会環境等への影響度も考慮して、工事の技術的難易度評価を行い、それに基づき事業分類及び工事区分別に評価するものとする。工事区分別工事難易度表の《例》は表4-1のとおりである。

表4-1 工事区分別工事難易度表《例》

事業分類	工事区分（構造形式・工法分類）						
漁港	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事（ブロック式） 岸壁工事（杭式栈橋を除く）、地盤改良工事 基礎工事、ケーソン製作工事 衛生管理工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式) 岸壁工事(杭式栈橋)			易	やや難	難	
	新形式防波堤 ¹⁾ 等工事				易	やや難	難
漁場	魚礁製作工事、着定基質製作工事、ブロック 製作工事	易	やや難	難			
	着定基質設置工事 ケーソン製作工事、浚渫工事 魚礁沈設工事		易	やや難	難		
	藻場・干潟造成工事 浮魚礁設置工事			易	やや難	難	
	人工海底山脈造成工事				易	やや難	難

1) 新形式防波堤：大水深・高波浪・軟弱地盤等の従来にも増して過酷な施工条件に対応するために開発された、優れた特性を有する防波堤。

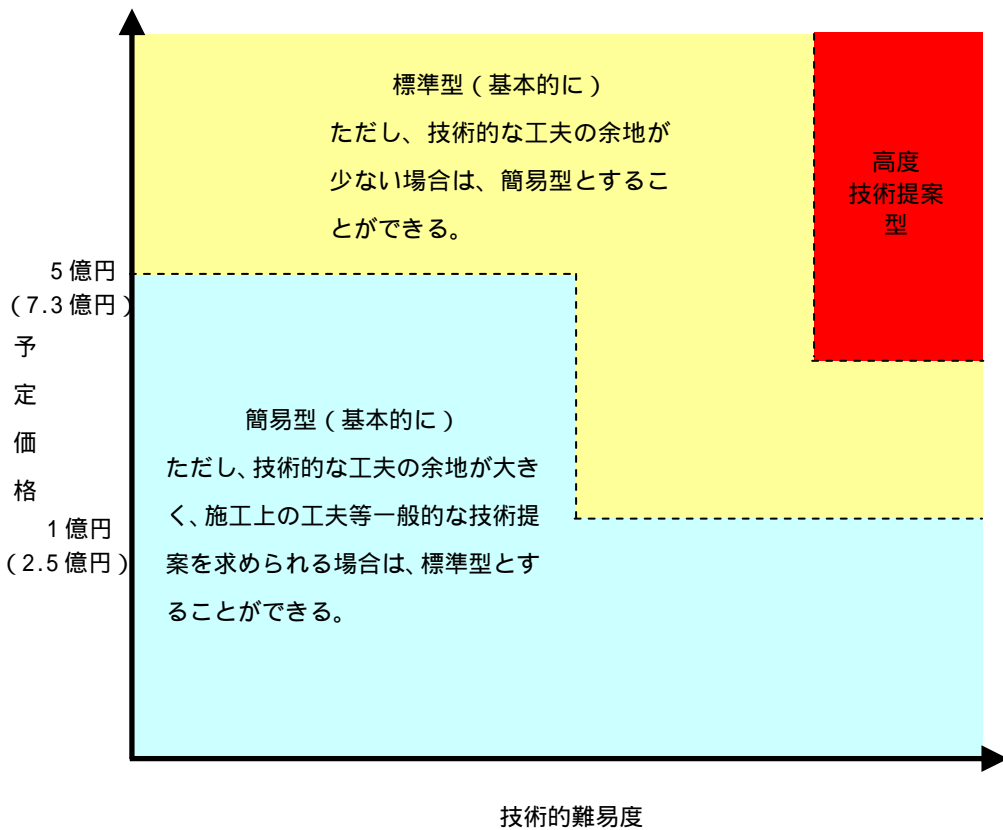
4-1-2 総合評価方式の選定基準

前項の基本的考え方を踏まえ、総合評価方式のタイプ選定基準の《例》を図4-1に示す。総合評価方式のタイプ選定に係る予定価格は、工事発注件数や総合評価方式の入札方式を踏まえて、適切に定めるものとする。

水産基盤整備事業等では総合評価方式のタイプ別の技術評価点を構成する加算点の満点は、表4-2の標準設定範囲を参考にして、予め工事内容に応じて適切に定めるものとするが、あまり低く加算点を設定すると提案を行う建設業者のモチベーションが上がらない可能性があることに十分に考慮する。

表4-2 総合評価方式のタイプ別加算点の標準設定範囲《例》

総合評価方式のタイプ	加算点
高度技術提案型	10～50点
標準型	10～40点
簡易型	10～30点



注) 但し、縦軸の予定価格は単にタイプ選定の目安を示す。また、括弧内の金額は北海道開発局のタイプ選定に係る予定価格を示す。

図4-1 総合評価方式の選定基準《例》

4 - 2 評価項目と評価基準の設定

選定した総合評価方式のタイプならびに工事の特性に応じて、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」のそれぞれ該当する技術力の評価の視点について、評価項目の設定を行い、さらに各評価項目の評価基準、加算点や評価点の設定を行う。総合評価方式のタイプと評価項目の《例》は表 4-3 のとおりである。

表 4-3 総合評価方式のタイプと評価項目《例》

企業への期待	評価の視点	評価項目例	高度技術提案型	標準型	簡易型	
企業の技術力	施工計画	工程管理に係わる技術的所見	-	1)		
		材料等の品質管理に係わる技術的所見	-	1)		
		施工上の課題に対する技術的所見	-	1)		
		施工上配慮すべき事項	-	1)		
	施工能力	同種工事の施工実績				
		工事成績				
		優良工事表彰				
		安全管理優良請負者表彰				
		イメージアップ優良工事表彰				
		コスト縮減工事表彰				
		事故及び不誠実な行為				
		関連分野での技術開発実績				
		該当工種の手持ち工事量の状況				
	配置予定技術者(施工環境監理者を含む)の能力	同種工事の施工経験				
		優良工事技術者表彰				
		技術者の資格				
		継続教育(CPD)の取組状況				
		ヒアリング				
		・技術者の専門技術力 ・該当工事の理解度・取り組み姿勢 ・技術者のコミュニケーション力				
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	近隣地域での施工実績	-		
緊急時の施工体制			-			
地域貢献度		災害協定等による地域貢献度の実績	-	工事内容により選定	工事内容により選定	
		ボランティア活動による地域貢献の実績	-			
		労働福祉の状況	-			
	地産品の使用状況	-				
企業の高度な技術力	総合的なコスト	総合的なコストの縮減に関する事項	工事内容により選定	工事内容により選定	-	
	性能・機能	工事目的物の性能、機能の維持・向上に関する事項				
	社会的要請	社会的要請への対応に関する事項 ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策				
	技術提案に関する施工計画					

〔凡例〕 : 必須項目 : 必要項目(工事内容によって選択) - : 該当なし
1): 工事内容によって施工の確実性を考慮する必要がある場合には選択する。

4-2-1 「企業の技術力」に係る評価項目及び評価基準《例》

「企業の技術力」に係る評価項目では、「施工計画」、「施工能力」、「配置予定技術者の能力」の評価の視点における項目に分けられる。

ここでは、評価項目及び評価基準を設定する場合の参考として、具体的な評価項目及び評価基準の《例》を示す。

「企業の技術力」の「施工計画」の評価項目については、表4-4のとおりである。

評価項目は、「工程管理上の要件」である「A 工程管理に係わる技術的所見」を必須項目とし、「施工上の技術的要件」である「B 材料の品質管理に係わる技術的所見」、「C 施工上の課題に対する技術的所見」、「D 施工上配慮すべき事項」を選択項目として工事内容に応じて選択する。

また、評価項目の設定にあたっては、必須項目だけではなく選択項目からも選択することが望ましい。

表 4-4 施工計画の内容の選択について

〔 企業の技術力：施工計画 〕

評価項目		施工計画の内容の選択について
必須項目	A 工程管理に係わる技術的所見	一般的な配慮が必要な項目 ・表 4-5「工程管理上の要件」に示される項目の評価が要求される
選択項目	B 材料等の品質管理に係わる技術的所見	特に、品質管理が必要な項目 ・表 4-6「施工上の技術的要件」の「品質管理」の項目において、特に、品質の確認方法や管理方法の適切性が要求される場合
	C 施工上の課題に対する技術的所見	特に、課題への配慮や技術が必要な項目 ・表 4-6「施工上の技術的要件」の「品質管理」及び「安全・環境管理」の項目において、発注者が指定した施工の課題への対応の的確性が要求される場合
	D 施工上配慮すべき事項	標準的な施工上の配慮が必要な項目 ・表 4-6「施工上の技術的要件」の「品質管理」及び「安全・環境管理」の項目において、施工上配慮すべき事項の適切性が要求される場合

また、必須項目での「工程管理上の要件」を表 4-5 に、選択項目での「施工上の技術的要件」を表 4-6 に示す。

表 4-5 工程管理上の要件

〔 企業の技術力：施工計画 〕

工程管理上の要件	
工程管理	施工において工程計画の実施手順の妥当性が求められる
	施工において工期設定の適切性が求められる

表 4-6 施工上の技術的要件

〔 企業の技術力：施工計画 〕

施工上の技術的要件			
品質管理	性能・機能	維持管理費の低減が求められる	
		性能の持続性が求められる	
		施設の安定性が求められる	
		材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形管理が求められる	
		流れ、波浪等の影響を強く受け、より確かな品質管理が求められる（耐久性の向上、強度の向上）	
		施設に景観の向上が求められる	
		施設の供用性の向上が求められる	
		施設に衛生管理が求められる	
		施工数量により、設備の機能・性能の向上が求められる その他	
安全・ 環境管理	環境 の 維持	騒音・振動	施工にあたり、騒音・振動対策が必要
		粉塵	施工にあたり、粉塵対策が必要
		水質汚濁	施工にあたり、水質汚濁防止の対策が必要
		海洋汚染	施工にあたり、海洋汚染対策が必要
		景観	施工にあたり、景観に配慮が必要
		大気汚染	施工にあたり、大気汚染対策が必要
		生活環境	地域の生活環境悪化に対し、環境対策が必要
		生態系	施工にあたり、生態系維持対策が必要
		漁業活動	荷捌き・陸揚げ作業等の衛生管理への配慮が必要 漁船活動への配慮を要する
		漁場環境	水産生物への影響が懸念され、漁場環境保全が必要
		生物多様性	生息生物の保護、特に、希少生物への配慮が必要
	その他	その他	
	交通の確保	航行船舶、通行車両の通行確保が必要 その他	
	安全対策	工事における安全確保が必要 その他	
	省資源 リサイクル	分別・現場内集積を実施するにあたり、対策が必要	
		浚渫土の処理に配慮が必要 その他	
	コスト縮減等	補償を要する工事で補償費の削減が求められる その他	

以下に、「企業の技術力」に係る評価基準及び配点割合《例》を表4-7、「企業の技術力：施工計画」に係る評価内容《例》を表4-8に示す。

表4-7 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》(1/3)
〔企業の技術力：施工計画〕

視点	評価項目		評価基準	配点割合
施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、対策等に工夫が見られる	1.0
			工事の手順が適切であり、対策等にやや工夫が見られる	0.5
			工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0
		工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	1.0
			各工程の工期は適切であり、工期短縮がやや見られる	0.5
			各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0
	材料等の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	1.0
			品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	0.5
			品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であるが、工夫が見られない	0.0
	施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえる的確に図られ、工夫が見られる	1.0
			課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえる的確に図られ、やや工夫が見られる	0.5
			課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえる的確に図られているが、工夫が見られない	0.0
施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について、工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる	1.0	
		施工上の配慮について、工事の条件等を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	0.5	
		施工上の配慮について、工事の条件等を踏まえて適切であるが、工夫が見られない	0.0	

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点（満点）に対する各評価基準の得点割合を示す。

表 4-7 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》(2/3)

〔 企業の技術力：施工能力 〕

視点	評価項目	評価基準	配点割合
施工能力	同種工事の施工実績 (過去 10 年間の施工実績)	地方自治体の工事の実績あり	1.0(0.5)
		国の直轄工事の実績あり	0.5(1.0)
		その他の工事実績	0.0
		実績なし〔欠格〕	-
	工事成績 (当該工種での過去 2 年間の工事成績 評点の平均点)	75 点以上	1.0
		65 点以上 75 点未満	0.5
		65 点未満(含実績無し)	0.0
		2 年連続平均点が 65 点未満〔欠格〕	
	優良工事表彰 (当該工種での過去 2 年間の優良工 事表彰の有無)	水産庁長官表彰あり	1.0
		地方自治体首長表彰あり	1.0(0.0)
		局長表彰あり	0.0(1.0)
		当該事業主体に係るその他表彰あり	0.5
	安全管理優良請負者表彰 (継続中業者全て)	表彰あり	1.0
		表彰なし	0.0
	イメージアップ優良工事表彰 (当該工種での過去 2 年間の表彰)	表彰あり	1.0
		表彰なし	0.0
	コスト縮減工事表彰 (当該工種での過去 2 年間の表彰)	表彰あり	1.0
		表彰なし	0.0
	事故及び不誠実な行為 (過去 2 年間の行為)	文書注意	-1.0
		口頭注意	-0.5
なし		0.0	
当該工事の関連分野 ¹⁾ における 技術開発の実績の有無(過去 10 年 間の技術開発)	特許権、実用新案権の取得あり	1.0	
	なし	0.0	
自主研究の実績	学会賞の実績あり	1.0	
	実績なし	0.0	
当該工事種別の手持ち工事比率 (工事量比率=当該年度受注額 ÷過去 3 年間の平均受注額)	手持ち工事量比率 0.5 未満	1.0	
	手持ち工事量比率 0.5 以上 1 未満	0.5	
	手持ち工事量比率 1 以上	0.0	

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点(満点)に対する各評価基準の得点割合を示す。

注) で示した()内は国の直轄工事の場合を示す。

1) 関連分野：当該工事の履行に直接関連する技術を示す。

表 4-7 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》(3/3)

〔 企業の技術力：配置予定技術者の能力〕

視点	評価項目	評価基準	配点割合
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験 (過去(政府調達協定対象及び過去10年間の経験)	同種工事で主任(監理)技術者、または現場代理人として経験あり	1.0
		経験あり	0.0
		経験なし〔欠格〕	-
	優良工事技術者表彰 (過去10年間の表彰)	水産庁長官表彰あり	1.0
		地方自治体首長表彰あり	1.0(0.0)
		局長表彰あり	0.0(1.0)
		当該事業主体に係るその他表彰あり	0.5
	技術者の資格	表彰の実績なし	0.0
		1級土木施工管理技士かつ技術士「水産部門」、あるいは1級施工管理技士かつ水産工学技士	1.0
		1級土木施工管理技士	0.5
	継続教育(CPD) ¹⁾ の取組状況	それ以外	0.0
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1.0
	配置予定技術者の能力 (ヒアリング項目)	技術者の専門技術力	継続教育の証明なし又は各団体推奨単位以下取得
実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる			1.0
実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理をおこなったことが確認できる			0.5
該当工事の理解度・取り組み姿勢		その他	0.0
		当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	1.0
		その他	0.0
技術者のコミュニケーション力		質問に対する応答が明解、かつ迅速である	1.0
		その他	0.0

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点(満点)に対する各評価基準の得点割合を示す。

注) で示した()内は国の直轄工事の場合を示す。

1) CPD(Continuing Professional Development): 技術者が講習会などの自己研鑽の活動を通じて、継続的に自己の知識・技術の維持向上を図ること。(実施団体:(社)日本技術士会、(社)全国土木施工管理技士連合会、(社)土木学会、(社)農業土木学会等)

表 4-8「 企業の技術力：施工計画」に係る評価内容《例》

視点	評価項目		評価内容	適用工事	
				漁港	漁場
施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性	船舶航行の安全対策に工夫が見られるか		
			船舶航行以外の工事における安全対策に工夫が見られるか		
			水産物陸揚げ時の衛生管理に工夫が見られるか		-
			病院・学校等の重要施設に配慮しているか		-
			藻場、干潟、湾などの浅海域の漁場環境への影響低減に工夫が見られるか	-	
			水産生物の生息環境の保全に施工管理の工夫が見られるか		
		工期設定の適切性	気象・海象、特に波浪環境を考慮した工期になっているか		
			漁業活動に配慮した工期になっているか		
	材料等の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材等の品質の確認方法、管理方法の適切性	飛沫、強風、積雪等に対して、品質管理上の配慮が見られるか		
			夏期、冬期施工に対して、品質管理上の配慮が見られるか		
			浚渫水深の施工管理に工夫が見られるか		
			コンクリートのひび割れ抑制に工夫が見られるか		
			水中コンクリートの品質確保に工夫が見られるか		
			海上現場溶接の品質確保に工夫が見られるか		
			防波堤等のコンクリート養生に工夫が見られるか		-
			干潟・湾造成水深の維持に工夫が見られるか	-	
	施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	工事による騒音振動低減に工夫が見られるか		
			粉塵の発生抑制に工夫が見られるか		
			浚渫汚泥等の悪臭抑制に工夫が見られるか		
			大量の浚渫土の処理に対し工夫が見られるか		
事故等の緊急による海洋汚染発生抑制に工夫が見られるか					
港内等への汚染拡散の影響抑制に工夫が見られるか				-	
水産物に対する温度、風、不衛生な水質の影響抑制に工夫が見られるか				-	
大水深域への確実な魚礁等施設沈設に工夫が見られるか			-		
施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工中の排出ガス抑制に工夫が見られるか			
		分別解体・現場内集積に工夫が見られるか			
		水産生物の保護に工夫が見られるか			
		既設の増養殖場への影響低減に工夫が見られるか			
		漁業活動への影響低減に工夫が見られるか			
		地域住民等に対する工事のPRに工夫が見られるか			

4-2-2 「企業の信頼性・社会性」に係る評価項目及び評価基準《例》

簡易型及び標準型の総合評価方式では、「企業の技術力」のみではなく、「企業の信頼性・社会性」に係る地域精通度や地域貢献度に関する評価項目を設定することができる。

「企業の信頼性・社会性」に係る評価基準及び配点割合《例》を表4-9に示す。

なお、評価項目は、「地域精通度」では「近隣地域での施工実績」を必須項目とし、「地域貢献度」では工事内容によって1項目以上を必須項目とする。

表4-9 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》
〔企業の信頼性・社会性：地域精通度・地域貢献度〕

視点	評価項目	評価基準	配点割合
地域精通度	近隣地域での施工実績(過去10年間の施工実績)	施工実績あり	1.0
		施工実績なし	0.0
	緊急時の施工体制	施工都道府県内に技術者・資機材等の拠点あり(本店所在等)	1.0
		その他	0.0
地域貢献度	災害協定 ¹⁾ 等による地域貢献の実績(施工都道府県に本支店等を有する企業の災害協定の有無)	活動実績あり	1.0
		活動実績なし	0.0
	ボランティア活動による地域貢献の実績(施工都道府県における過去2年間の実績)	活動実績あり	1.0
		活動実績なし	0.0
	労働福祉の状況(障害者の雇用状況)	あり	1.0
		なし	0.0
	地産品の使用状況	あり	1.0
		なし	0.0
	子育て支援	あり	1.0
		なし	0.0
	慈善活動への寄付	あり	1.0
		なし	0.0
	地域大会等の取り組み等	あり	1.0
		なし	0.0
	当該地域での漁港漁場施設に対する自主モニタリングの実績 ²⁾	実績あり	1.0
		実績なし	0.0

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点(満点)に対する各評価基準の得点割合を示す。

1) 災害協定とは、行政と民間もしくは民間と民間において、食料物資、生活物資の調達、消防相互応援や災害復旧工事などについて、災害が起きたときに相互に協力し、迅速な対応を行うために、あらかじめ協定を結ぶもの。

2) 施設の機能の発揮状況や周辺環境への影響に関するモニタリング等。

4-2-3 「企業の高度な技術力」に係る評価項目及び評価基準《例》

標準型及び高度技術提案型の総合評価方式では、簡易な施工計画ではなく、企業の高度な技術力として、企業に技術提案と技術提案に基づく施工計画を求める。

企業の高度な技術力に係る評価項目を設定する場合の参考として、各技術提案に対して想定される工事条件を表 4-10、評価基準及び配点割合《例》を表 4-11、区分別の評価基準《例》を表 4-12～4-14、評価内容《例》を表 4-15 に示す。

表 4-10「企業の高度な技術力」と想定される工事条件〔参考〕

区分	想定される工事条件
総合的なコストの縮減に関する技術提案	《漁港・漁場工事共通》 ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事 ・ 長寿命化が求められる防波堤、けい船岸、消波堤、浮魚礁等の建設工事 等
工事目的物の性能・機能の維持・向上に関する技術提案	《漁港・漁場工事共通》 ・ 特殊コンクリートなどの特別な品質管理が求められる工事 ・ 特定の水産生物の蝸集や定着効果の高い材質及び構造を取り入れた施設等の製作、設置工事 ・ 水産生物に対する増殖機能が強化された構造物の設置工事 等 《漁港工事》 ・ 長周期波や港内副振動等の発生が構造物の性能、機能に対し影響を与える外郭施設工事 ・ 海流、波浪、風浪の影響を強く受け、より確かな品質管理を求められる漁港構造物の設置工事 ・ 清潔な海水導入などの衛生管理に関する工事 等 《漁場工事》 ・ 流れや波浪の影響を強く受ける浅海域での魚礁・増養殖施設の設置工事 ・ 高い精度の造成水深が必要な干潟・漥造成工事 ・ 形状確保に高い精度が求められる大水深域での人工海底山脈等の造成工事 ・ 高度な出来形管理が求められる沖合等大水深域での魚礁沈設工事 等
社会的要請への対応に関する技術提案	《漁港・漁場工事共通》 ・ 近接する水産生物生息場の保全に配慮が必要な工事 ・ 水質・海洋汚濁の防止に配慮が必要な工事 ・ 自然保護区域内や希少生物への配慮が必要な工事 ・ 漁業活動への配慮が必要な工事 等

表 4-11 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》

〔 企業の高度な技術力 〕

視点	評価項目		評価基準	配点割合
技術提案 ・総合的なコスト ・性能・機能 ・社会的要請	総合的なコストの縮減に関する事項	ライフサイクルコスト その他	技術提案が現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	1.0
	工事目的物の性能・機能の維持・向上に関する事項	性能・機能	技術提案が現地条件を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	0.5
	社会的要請への対応に関する事項	環境の維持	不適切ではないが標準案相当の提案である	0.0
		交通の確保 特別な安全対策 省資源・リサイクル	不適切である 〔 欠格 〕	-
技術提案に関する 施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・詳細な工程計画（確実な工程計画） ・安全性		現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト削減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる	1.0
			現地条件を踏まえた詳細な工程計画である	0.5
			不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・技術的成立性 ・新技術等の実用性 ・新技術等の実績 ・技術開発の取り組み姿勢		施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れている	1.0
			施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている	0.5
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている	0.0	

注) 「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点（満点）に対する各評価基準の得点割合を示す。

注) 技術提案が、定量化できる場合は、数値による按分とする。

表 4-12 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合の評価基準《例》

区分	評価基準例
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容	<p>ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) ・ コストとして評価¹⁾ <p>発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について²⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)
	<p style="text-align: center;">評価項目例</p> <p>《漁港・漁場工事共通》</p> <p>(ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理費 ・ 施設の保全費用 ・ 発電機の燃料消費率 等 <p>(その他コストに関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 ・ 借地料 等

1) 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。

2) 競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価しても良い。

表 4-13 工事目的物の性能・機能の維持・向上に関する
技術提案を求める場合の評価基準《例》

区分	評価基準例
工事目的物の性能・機能の維持・向上に関する技術提案内容	<p>工事目的物の性能・機能に関する技術提案内容について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) <p>発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能・機能の維持・向上に資する技術提案について¹⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)
	評価項目例
	<p>(性能・機能に関する具体的な評価項目例)</p> <p>《漁港・漁場工事共通》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浚渫後の埋没防止方法 ・ 水中据付構造物の安定性向上方法 ・ 海上での地盤改良工事における改良体の品質・出来形確保方法 ・ 塩害等によるひび割れに対する耐久性向上策 ・ 特殊コンクリート等の品質確保方法 ・ 増養殖機能が強化された構造物の設置方法 等 <p>《漁港工事》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SS、COD、BOD、大腸菌、腸炎ビブリオ等の汚染物質指標の低減方法 <p>《漁場工事》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚礁・増養殖施設の沈設位置確保方法 ・ 干潟・零造成水深確保方法 ・ 人工海底山脈等の大水深、大規模施設の形状・造成位置確保方法 ・ 人工海底山脈等の大水深域に設置される施設の出来形確認方法 等

1) 競争参加者から積極的に工事目的物の性能・機能の維持・向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

表 4-14 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合の評価基準《例》

区分	評価基準例
社会的要請への対応に関する技術提案内容	<p>社会的要請への対応に関する技術提案内容について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) <p>発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について¹⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)
	<p style="text-align: center;">評価項目例</p> <p>《漁港・漁場工事共通》</p> <p>(環境の維持に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浚渫時のSS(浮遊物質)値 ・ 岸壁やヤードの占有面積 <p>(交通の確保に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業船航行の短縮日数 等 <p>(特別な安全対策に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者等への安全対策 等 <p>(省資源対策又はリサイクル思索に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、伐除根材、貝殻等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・質量 等

1) 競争参加者から積極的に社会的要請への対応に関する技術提案への対応に関する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

表 4-15「企業の高度な技術力」に係る評価内容《例》(1/4)

大項目	中項目	小項目	評価内容	適用工事	
				漁港	漁場
総合的なコストの縮減に関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費の低減	消費エネルギー（電力、燃料）をどのように低減させるか		
			燃料消費量を何 g/kw/h 低減させられるか		
			維持管理費をどのように低減させるか		
			維持管理を簡易なものとするためにはどのような工夫をするか		
	その他	補償費等	工事期間中の借地料をいくら抑制できるか（施工期間で評価、使用面積で評価）		
工事的目的物の性能・機能の維持・向上に関する事項	性能・機能	性能の持続性	海上現場溶接の品質を如何に確保するか		
			浚渫後の土砂流入等による埋没をどのように防止するか		
			路面のわだち掘れ量を何 mm 以下に抑えるか		-
			透水性舗装の透水量をどのように向上させるか		-
			浅海域において、魚礁・増養殖施設の形状等を持続させるには、どのような工夫が必要か （地盤の不陸に対し、沈設地盤面を均一にする工夫等）	-	
			施工による魚礁の倒壊や埋没をどのように防止するか	-	
		走行騒音の低減	車両走行時の路面からの騒音を何 dB 低下させるか		-
		安定性の向上	海上施工の地盤改良工事における改良体の強度のバラツキを如何に少なくするか		
			軟弱地盤対策後の圧密沈下量を如何に低減させるか		
			水中部に据え付けるブロック据付等の安定性を高めるためには、どのような工夫が必要か		
	耐久性の向上		コンクリートのひび割れを如何に抑制するか		
	耐久性の向上	付帯施設（手すり、蓋、各種アンカー）等の保管や運搬時における取り扱いに配慮し、もらい錆を如何に防止するか			
		鉄筋コンクリートの塩化物の初期含有量をいかに低減するか			
		暑中コンクリートの打設時のコンクリート温度をいかに低減するか			
		寒中コンクリートの打設時のコンクリート温度をいかに適温に保つか			
		水中コンクリートの品質を確保するために、どのような施工を行うか			
		防波堤、消波堤等のコンクリート養生をどのように行うか			
		骨材飛散抵抗性の損失率を何%以下に抑えるか		-	
	強度の向上	海上施工の地盤改良工事における改良体の強度をどのように増加させるか			
		現場海上溶接のひずみをどのように防止するか			

注) は設計施工一括発注方式と考えられる評価内容を示す。

表 4-15「企業の高度な技術力」に係る評価内容《例》(2/4)

大項目	中項目	小項目	評価内容	適用工事			
				漁港	漁場		
工事的性能・機能の維持・向上に関する事項	性能・機能	景観の向上	周辺環境に配慮した自然石組みをどのように施工するか				
			石積みに使用する自然石をどのように選定するか				
			地域のシンボルとして特に美観の維持が求められる施設に対し、いかに美観の維持、防汚の促進を図るか				
		利用性の向上	供用後の物揚場等の平坦性をどのように向上させるか		-		
			物揚場の階段等の利用性を高めるには、どのような工夫が必要か		-		
		衛生管理の向上	工事中に SS、COD、BOD、大腸菌、腸炎ピブリオ等の汚染物質指標を低減するにはどのような工夫が必要か		-		
			水産物に、温度、風、不衛生な水質の影響を与えずに施工するにはどのような工夫が必要か		-		
		水産生物の生息環境の保全・造成	増養殖機能が強化された構造物の設置方法をどのように工夫するか				
			干潟・潟等の造成水深の精度向上のためにどのように施工するか	-			
			魚礁・増養殖施設の沈設位置確保のために、どのような工夫ができるか	-			
			人工海底山脈等の大規模、大水深設置施設の設置時の形状等を如何に確保するか	-			
			水産生物の生活史に配慮した効果的な漁場、増養殖場の造成をどのように行うか (海藻の着生時期を考慮した基質設置の工夫等)	-			
			大水深域の魚礁・増殖場・人工海底山脈等の出来形確認をどのように行うか	-			
		その他	品質・出来形・材料管理をどのように実施するか				
			気象海象条件を考慮してどのように施工するか				
			地形条件を考慮してどのように施工するか				
		社会的要請への対応に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中(岩砕、くい打ち等)の工事騒音をどのように低減させるか		
					施工中の工事騒音を何 dB 低減できるか		
施工中の騒音発生期間を何日短縮できるか							
振動の低減	施工中(岩砕、くい打ち等)の振動をどのように低減させるか						
	施工中の振動値を何 dB 低減できるか						
	施工中の振動発生期間を何日短縮できるか						
粉塵の抑制	施工中(土砂の置場等)の粉塵の発生をどのように抑制するか						
	施工中の粉塵濃度を何 mg/m ³ 低減できるか						

注) は設計施工一括発注方式と考えられる評価内容を示す。

表 4-15「企業の高度な技術力」に係る評価内容《例》(3/4)

大項目	中項目	小項目	評価内容	適用工事	
				漁港	漁場
社会的要 請への対 応に關す る事項	環境の 維持	水質汚濁の抑 制	工事排水の pH を如何にして下げる（上げる）か		
			浚渫等工事中に発生する SS 値（浮遊物質量）を何 mg/L 減少させるか		
			施工中の濁水発生期間を何日短縮できるか		
			施工中に発生する汚水・排水をどのように処理するか		
		海洋汚染の防 止	事故等により水域に流出した汚染物質の拡散を如何に速やかに防ぐか		
			事故等の緊急による海洋汚染発生を如何に抑制するか		
		景観の向上	施工中の景観をどのように保全するか		
		大気汚染の抑 制	施工に伴う二酸化炭素を何 t-CO ₂ 削減できるか		
			建設機械からの NOx 排出量を何 t 削減できるか		
			排ガス対策機械を何割導入するか		
			施工中の排出ガスを如何に抑制するか		
		生活環境の維 持	施工中の排出ガスを如何に抑制するか		
			施工中の排出ガスを何 m ³ /hr 削減できるか		
			住民の生活環境に対してどのような配慮を行うか		
			浚渫汚泥等の悪臭を如何に抑制するか		
			土砂運搬時の公道汚損を如何に抑制するか		
		生態系の維持	施工中の障害日数を何日短縮できるか		
			生活環境を維持するためにどのような施工設備とするか		
			水産生物の保護と生育環境保全のために施工面積を何 m ² 縮小できるか		
		漁業活動への 配慮	水産生物と生育環境への工事の影響低減のため、どのように施工するか		
			工事着手前に水産生物の生息をどのような方法で確認するか		
			岸壁やヤードの占有面積を何 m ² 縮小できるか		
			漁業活動への影響の少なくするために施工期間を何日縮減できるか		
		漁場環境の保 全	漁業活動を妨げないようにするには、どのような施工をするか		
			陸揚げ時の衛生管理への配慮について、どのような対策をするか		
			藻場・干潟や浅場等の漁場環境への影響を低減するために、どのように施工するか		
				漁場環境への影響をどのような方法で確認するか	

表 4-15「企業の高度な技術力」に係る評価内容《例》(4/4)

大項目	中項目	小項目	評価内容	適用工事	
				漁港	漁場
社会的要 請への対 応に関する事項	環境の 維持	生物多様性の 保護・創造	水産生物の蛸集や増殖を促進するために、施工の材質、施設の構造・配置にどのような工夫が必要か		
			水産生物、特に希少生物の生育、繁殖への影響を低減するために、どのような工夫が必要か		
			水鳥、葦等の水辺の動植物への影響を低減するには、どのような工夫が必要か		
			魚礁や増養殖施設の設置工事による水産生物への影響を如何に抑制するか	-	
		その他	環境を維持するために施工期間を何日短縮できるか		
	交通の 確保	規制時間の短 縮	工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか		
			フェリー航行に対する規制日数を何日短縮できるか		
			作業時間を何時間短縮できるか		
		交通ネットワ ーク	交通ネットワークを確保するためにどのように施工するか		
			作業船航行を何日短縮できるか		
			周辺道路交通への影響を如何に軽減するか		-
	道路迂回日数を何日短縮できるか			-	
	特別な 安全対 策	安全対策の良 否	ブロック等の製作工事において、住民に対する安全をどのように確保するか		
			第三者(一般車両、歩行者など)の安全をどのように確保するか		
			施工中の歩行者通路面積を何 m ² 拡大できるか		
			各種ブロック、魚礁等の製作工事において、住民に対する安全をどのように確保するか		
			魚礁の落下速度を如何に制御できるか	-	
		魚礁等の設置工事における気象、海象、特に波浪による影響について、如何に考慮し、どのように施工するか	-		
		被災リスク	ケーソン曳航・据付けに対する安全性を如何に確保するか		
	海上作業の安全性を如何に確保するか				
	省資源 対策又 はリサ イクル 対策	リサイクルの 良否	リサイクル材をどれくらい使用できるか		
			リサイクルについてどのような取組みができるか		
			施工中の建設副産物(浚渫土砂等)の発生量をどれくらい削減できるか		
分別解体・現場内集積に関してどのような取組みができるか					
省資源対策		現地発生材を如何に有効活用するか			
		建設発生土や貝殻をケーソンの中詰め材に利用する場合、施工上、どのような工夫が必要か			

注) は設計施工一括発注方式と考えられる評価内容を示す。

4 - 3 入札説明書・技術資料の提出依頼要請書等の作成

4 - 3 - 1 入札説明書・技術資料の提出依頼にて明示すべき事項等

簡易型、標準型及び高度技術提案型の総合評価入札において、公告後等に速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例（一般競入札方式の場合）及び、簡易型の総合評価において技術資料の提出を要請するにあたり、明示すべき事項の例（指名競争入札方式、工事希望型競争入札方式の場合）は次のとおりである。

【入札説明書例】

- 1 公告日
- 2 入札執行者
- 3 担当部局
- 4 工事内容等（総合評価方式の適用の旨を記述）
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（「施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること」を記載）
- 6 設計業務等の受託者
- 7 総合評価に関する事項
 - （1）総合評価方式の仕組み
 - （2）評価項目
 - （3）落札者の決定 等
- 8 入札参加資格の確認等（提出を求める技術資料、ヒアリングの実施方法）
- 9 技術提案書が適正と認められなかった者に対する理由の説明
- 10 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- 11 設計書及び図面の交付
- 12 設計図書等に対する質問
- 13 入札執行の日時及び場所等
- 14 工事費内訳書
- 15 開札
- 16 入札の無効
- 17 落札者の決定方法
- 18 入札保証金及び契約保証金
- 19 契約書の作成
- 20 支払条件
- 21 火災保険付保の要否
- 22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
- 23 その他

【技術資料の提出要請書例】

- 1 工事の概要（総合評価方式の適用の旨）
- 2 技術資料の内容（提出を求める技術資料）
- 3 技術資料の提出
- 4 技術的能力の審査に関する事項（評価項目、審査基準）
- 5 総合評価に関する事項
 - （1）入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準、得点配分）
 - （2）総合評価の方法
 - （3）落札者の決定方法
 - （4）評価内容の担保（提案不履行の場合の措置）
- 6 配置予定技術者のヒアリング
- 7 指名・非指名通知の日
- 8 入札及び開札の日時及び場所
- 9 契約変更の取り扱い
- 10 苦情申し立て
- 11 再苦情申し立て
- 12 実施上の留意事項

4 - 3 - 2 同種工事の経験等の要件

過去の同種工事の経験等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性(工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等)に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。

4 - 3 - 3 競争参加者に提出を求める技術資料

工事の特性に応じて設定した総合評価方式の評価項目に応じて、競争参加者に対して以下の技術資料の提出を求める必要があるため、入札説明書(一般競争入札方式の場合)または、技術資料の提出要請書(指名競争入札方式、工事希望型競争入札方式の場合)にて求める技術資料の内容を明示する。

(1) 施工計画(企業の技術力)

- ・ 工程管理に係わる技術的所見
- ・ 材料等の品質管理に係わる技術的所見
- ・ 施工上の課題に対する技術的所見
- ・ 施工上配慮すべき事項 等

(2) 施工能力(企業の技術力)

- ・ 同種工事の施工実績
- ・ 工事成績
- ・ 優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、イメージアップ優良工事表彰、コスト縮減工事表彰
- ・ 事故及び不誠実な行為
- ・ 当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無
- ・ 自主研究の実績
- ・ 当該工事種別の手持ち工事比率 等

(3) 配置予定技術者の能力(企業の技術力)

- ・ 同種工事の施工経験
- ・ 優良工事技術者表彰
- ・ 技術者の資格
- ・ 継続教育(CPD)の取組状況 等

(4) 地域精通度・地域貢献度(企業の信頼性・社会性)

- ・ 近隣地域での施工実績

- ・ 緊急時の施工体制
- ・ 災害協定等による地域貢献の実績
- ・ ボランティア活動による地域貢献度の実績
- ・ 労働福祉の状況
- ・ 地産品の使用状況
- ・ 当該地域での漁港漁場施設に対する自主モニタリングの実績 等

(5) 施工計画「技術提案」(企業の高度な技術力)

- ・ 技術提案と技術提案に基づく施工計画 等
- (総合的なコスト、性能・機能、社会的要請)

4 - 4 個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際し、入札に参加する企業及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（欠格とする）。

4 - 4 - 1 技術的能力の審査基準

技術的能力に関する審査基準の《例》を以下に示す。

表 4-16 水産基盤整備事業等における技術的能力の審査基準《例》

技術審査項目			基準（例）
工事成績	工事成績	当該工種での過去 2 年間の工事成績評定点の平均点	2 年連続 65 点未満でないこと
技術的適性	施工計画 ¹⁾	工程管理に係わる技術的所見	矛盾や実現不可能な所見などが無いこと
		材料等の品質管理に係わる技術的所見	矛盾や実現不可能な所見などが無いこと
		施工上の課題に対する技術的所見	矛盾や実現不可能な所見などが無いこと
		施工上配慮すべき事項	矛盾や実現不可能な所見などが無いこと
	施工能力	過去 10 年間の同種工事の施工実績	実績があること
	配置予定技術者（施工環境監理者を含む）の能力	技術者の資格	資格要件を満たす資格を保有していること
過去 10 年間の同種工事の施工経験		経験があること	

1) 入札説明書又は技術資料作成要領において提出を要請したものについて審査する。

4 - 4 - 2 配置予定技術者（施工環境監理者を含む）に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うにあたり、必要に応じて、配置予定技術者（施工環境監理者を含む）に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種工事の施工経験の有無
- ・ 同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・ 当該工事に関する質問の有無 等

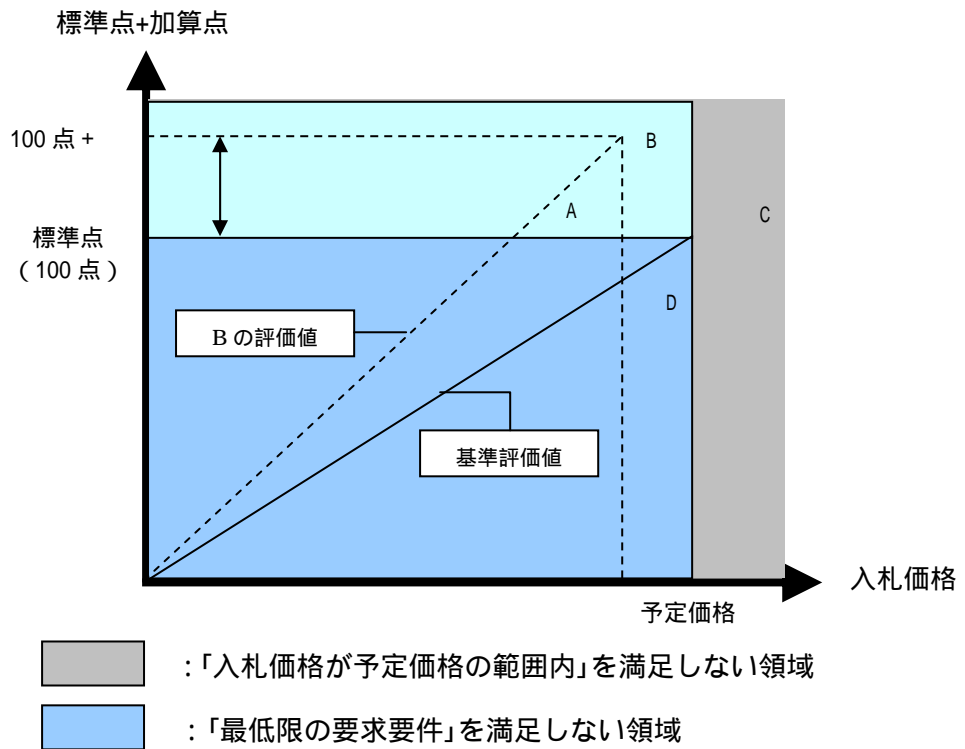
4-5 落札者の決定

簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

落札者を決定するにあたっての評価値は、除算方式又は加算方式により算出して求めることを基本とする。除算方式及び加算方式のそれぞれの方式における落札者の決定方法のイメージを以下に示す。

(1) 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$



- × : C社は、「入札価格が予定価格の範囲内」を満たしていない
入札価格 > 予定価格
- × : D社は、「最低限の要求要件」を満たしていない
- × : A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る
- : B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる

図 4-2 除算方式における総合評価方式のイメージ

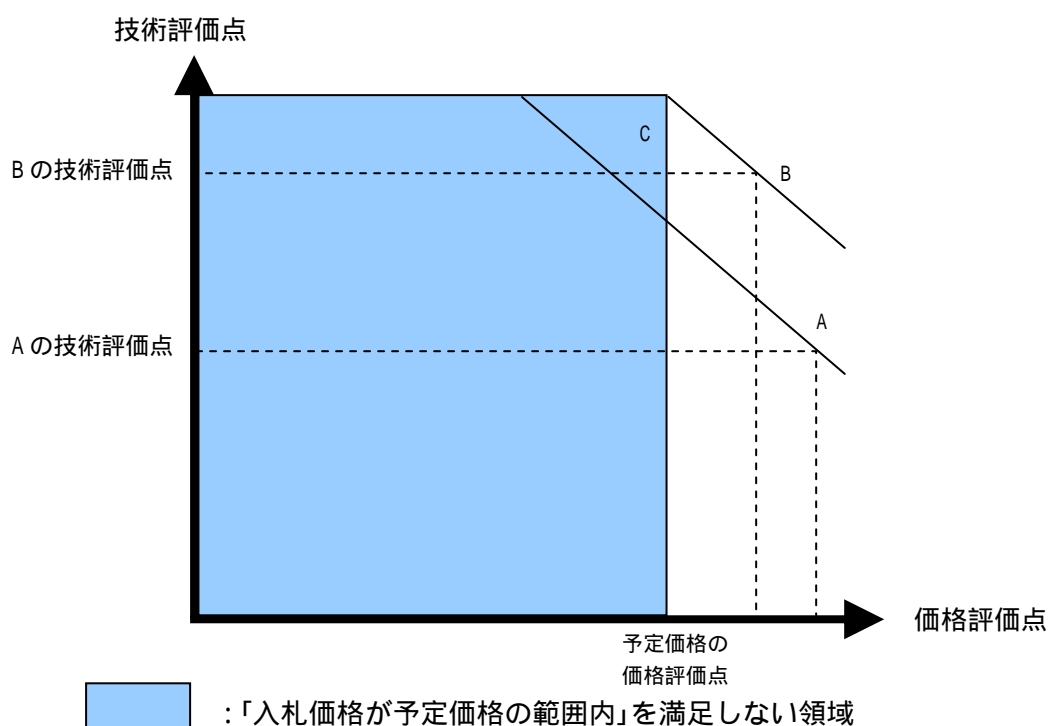
(2) 加算方式

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点の算出方法の例

$$\cdot 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$



× : C社は、「入札価格が予定価格の範囲内」を満たしていない
入札価格 > 予定価格

× : A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る

: B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる

図 4-3 加算方式における総合評価方式のイメージ

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

(1) 契約書における明記

総合評価方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

(2) 評価内容の担保

採用された技術的所見または技術提案の通りに施工がなされなかった場合は、それに伴い生じた実損害額に応じた契約金額の減額または損害賠償の請求を行う。

また、工事の仕様を満足できなかったことについて、工事成績評定の減点対象とする。

さらに、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、再度施工（瑕疵修補）の義務等を課すとともに、工事成績評定の減点を行うものとする。

表 5-1 技術提案内容の不履行に対する評価内容の担保の考え方

引渡前	引渡後
<ul style="list-style-type: none">・ 修補請求（約款第 31 条）・ 修補不可能な場合は、契約金額の減額又は損害賠償の請求・ 工期遅延の場合には、履行遅滞に伴う損害賠償の請求（約款第 45 条）・ いずれの場合も工事成績評定の減点	<ul style="list-style-type: none">・ 修補請求（約款第 44 条）・ 修補が困難または合理的でない場合、損害賠償の請求（約款第 44 条）・ いずれの場合も工事成績評定の減点

（ ）書きは、「公共工事標準請負契約約款」に基づく。

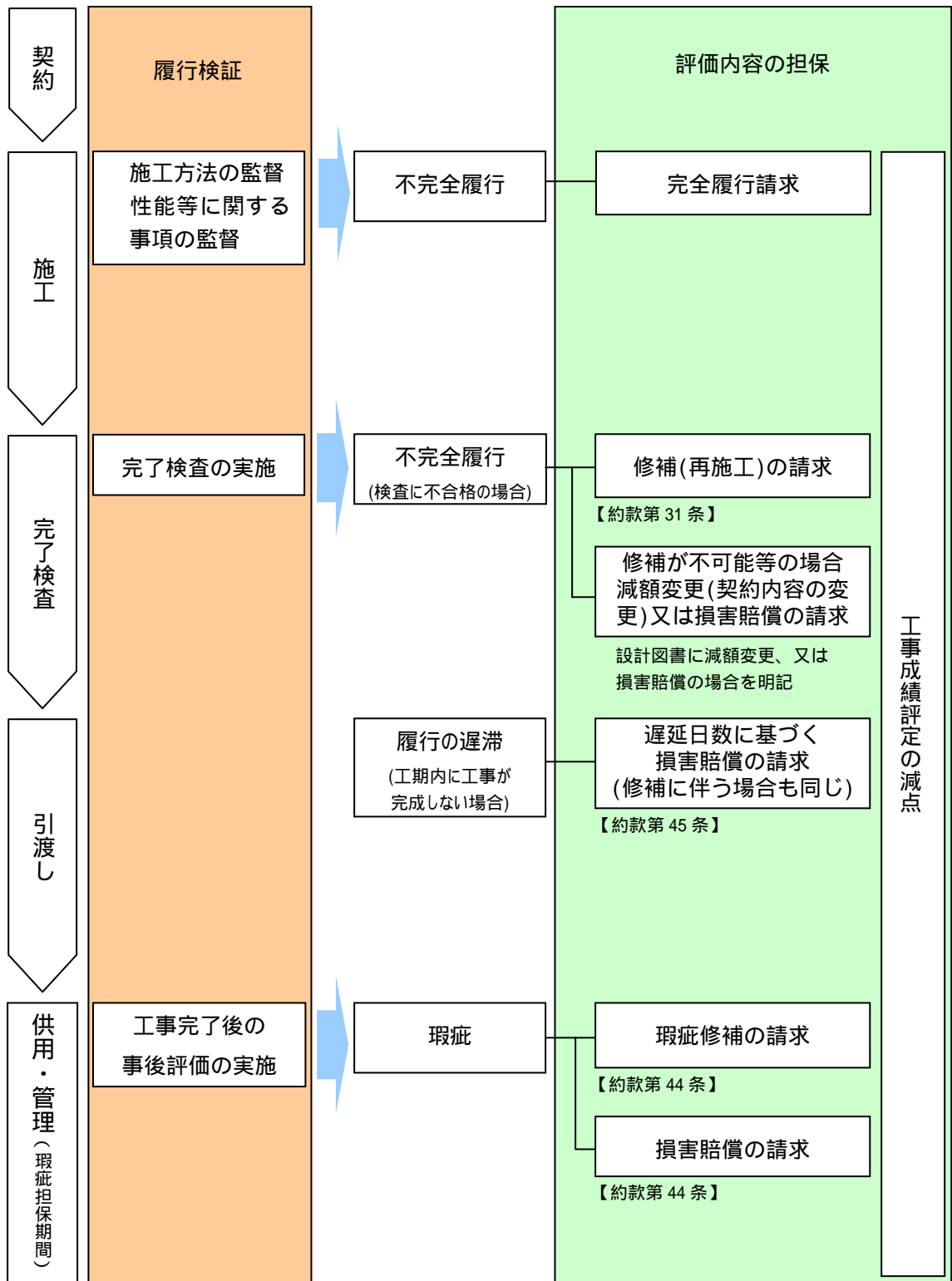


図 5-1 総合評価方式適用工事における履行検証と評価内容の担保の関係イメージ

参考文献：公共工事における総合評価方式活用ガイドライン平成 17 年 9 月 国土交通省、国土技術政策総合研究所

5 - 2 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

(1) 国における学識経験者の意見聴取

国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者の決定についても意見を聴く。

1) 実施方針の策定

総合評価方式の適用工事を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

2) 複数の工事に共通する評価方法の策定

入札の評価に関する基準(評価項目、評価基準及び得点配分)及び落札者の決定方法を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

3) 個別工事における意見聴取

特に、標準型及び高度技術提案型の総合評価方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 地方公共団体における学識経験者の意見聴取

地方公共団体においては、以下の際には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴く。

1) 総合評価方式を行おうとするとき

2) 落札者を決定しようとするとき

3) 落札者決定基準を定めようとするとき

この場合、以下に示すような運用面での工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も含まれる。

各発注者ごとに又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。

既存の審査の場に学識経験者を加える。

個別に学識経験者の意見を聴く。

審査・評価に関する事務を適切に実施することが困難である発注者は、社団法人水産土木建設技術センター等の公益法人に協力を要請し支援を受ける。

(3) 意見聴取の方法等

学識経験者からの意見聴取の方法は、会議等への招致を原則とするが、学識経験者に対する持ち回りや資料を郵送やメール等で送付した後に、個別に意見聴取する方法も考えられる。

(4) 審査・評価技術の向上

発注者は、技術提案を適切に審査・評価できるように、審査・評価基準等の整備を図るとともに、技術士「水産部門」や水産工学技士等の資格取得や各種講習会や研修会に参加するなど、発注者自らの審査・評価の技術能力の向上に努めるものとする。

(5) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産である場合には、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取り扱いに留意するものとする。

5-3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

総合評価方式の適用の旨

入札参加要件

入札の評価に関する基準

- ・ 評価項目
- ・ 評価基準
- ・ 評価項目ごとの評価基準
- ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件
- ・ 得点配分

総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

業者名

各業者の入札価格

各業者の価格評価点（加算方式の場合）

各業者の技術評価点

各業者の評価値

(3) 入札および契約の過程に関する苦情処理

入札および契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果およびその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格および性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

6 発注者の支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、発注関係事務を適切に実施することができるように体制の整備に努め、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任の下、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとし、このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入れを行う。

発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

これらを踏まえ、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、社団法人水産土木建設技術センター等の公益法人が支援策として協力を行うことが考えられる事項を以下に示す。

(1) 発注準備

- ・ 設計図書の作成に関する事項
- ・ 数量・積算に関する事項
- ・ 入札・契約方式選定に関する事項
- ・ 契約事務手続に関する事項

(2) 入札・契約

- ・ 技術審査（審査基準、審査方法）に関する事項
- ・ 総合評価方法（評価項目・評価基準等）に関する事項
- ・ 学識経験者からの意見聴取方法に関する事項（総合評価方式の場合）
- ・ 落札者決定（技術提案の審査、総合評価）に関する事項

(3) 監督・検査

- ・ 監督・検査に関する事項
- ・ 工事成績評定に関する事項

(4) その他

- ・ 各種基準類・要領に関する事項

- ・ 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項
- ・ 講習会・研修に関する事項
- ・ 必要な情報の収集及び提供

7 おわりに

品確法、基本方針および取組方針の概念に基づき、水産基盤整備事業等に係る工事を対象に、主に水産関係公共事業の各事業主体が総合評価方式を円滑に適用し、企業の技術力等を審査・評価するための手引きとして、この「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」を作成しました。

作成にあたっては、事業の実施主体となる都道府県代表者をはじめ、行政関係者らによる「水産基盤整備事業等の品質確保に関する協議会」を開催し、実施上からの課題等についてご意見を頂くとともに、公立はこだて未来大学長野教授をはじめとする学識経験者を含めた「品質確保促進ガイドライン作成委員会」において、ご審議いただき、貴重なご意見を賜りました。

各事業主体が、水産関係公共工事において総合評価方式を採用するにあたり、本ガイドラインを参考に適切な評価を行い、公共工事の品質確保に努められることを願います。

なお、本ガイドラインでは、総合評価方式を適用するにあたっての基本的な考え方を中心にとりまとめております。今後、総合評価方式の適用状況等を鑑み、より適切な評価方法や発注者の支援策などについて検討を行い、必要に応じて改訂をしていきたいと考えております。

最後に、本ガイドラインが、各事業主体が総合評価方式による工事発注を実施する上で、参考の一助となることに期待します。

～ 総合評価管理費について ～

「企業の高度な技術力」に係る評価では、施工計画（技術提案）に伴う便益の算出が可能な場合には、基礎価格に総合評価管理費を計上し、評価する総合評価方式を採用することができる。

便益算出にあたっては、例えば次に掲げる各種事業評価に係る費用便益マニュアル等に基づくものとする。

[費用便益マニュアル等の例]

- ・ 水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（暫定版）
- ・ 海岸事業の費用対効果分析手法（改訂版）
- ・ 港湾投資の評価に関する解説書 2004

総合評価管理費とは、評価項目を加算評価する場合に評価に応じ計上されるコストで、具体的には基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコストのこと。

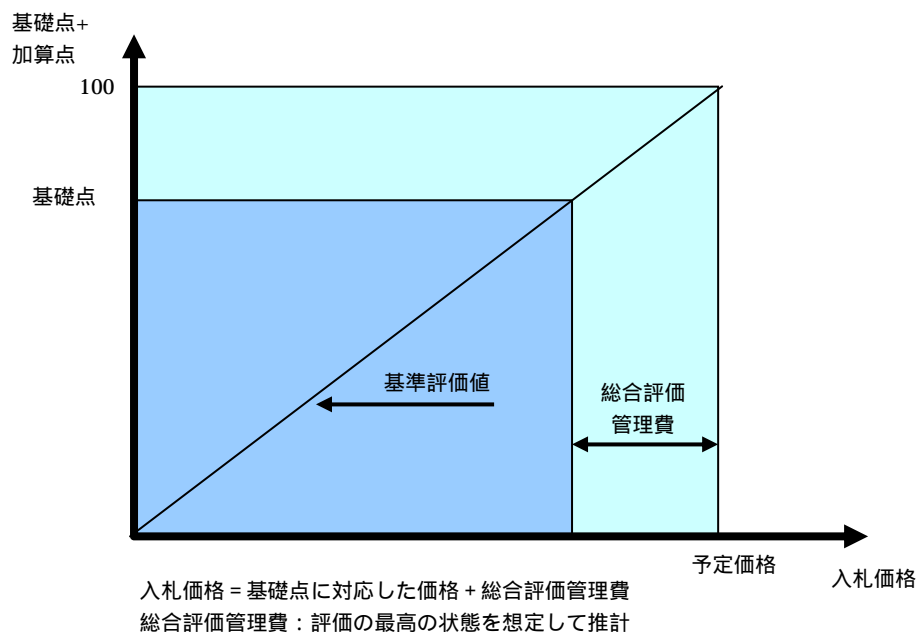


図 総合評価方式における予定価格の考え方

参考資料 2

～ 評価方式別の評価例 ～

1 評価例 1

(1) 評価項目

工事成績（当該工種での過去 2 年間の工事成績評点の平均点）

(2) 評価基準及び得点配分の設定

評価方式	評価基準	配点 (点)	満点 (点)
数値方式	最高点の者を 2 点 最低点の者を 0 点 中間の者は按分 65 点以下のものを 0 点	-	2
判定方式	75 点以上	2	2
	65 点以上 75 点未満	1	
	65 点未満(含実績無し)	0	
	2 年連続平均点が 65 点未満 【欠格】	-	
順位方式	最上位の者を 2 点 最下位の者を 0 点 中間の者は均等に按分 65 点以下のものを 0 点	-	2

(3) 評価結果

各評価方式別の評価点数

評価方式	A社	B社	C社	D社
工事成績評点の 平均 ()	(78点)	(65点)	(70点)	(82点)
数値方式	1.5点	0.0点	0.6点	2.0点
判定方式	2.0点	1.0点	1.0点	2.0点
順位方式	1.3点	0.0点	0.7点	2.0点

2 評価例 2

(1) 評価項目

工期期間の短縮（短縮日数）

(2) 評価基準及び得点配分の設定

評価方式	評価基準	配点 (点)	満点 (点)
数値方式	最高短縮日数の者を 10 点 最低短縮日数の者を 0 点 中間の者は按分	-	10
判定方式	15 日以上	10	10
	10 日以上 15 日未満	5	
	10 日未満(含実績無し)	0	
順位方式	最上位の者を 10 点 最下位の者を 0 点 中間の者は均等に按分	-	10

(3) 評価結果

各評価方式別の評価点数

評価方式	A社	B社	C社	D社
工期短縮日数	(12日)	(10日)	(15日)	(14日)
数値方式	4.0点	0.0点	10.0点	8.0点
判定方式	5.0点	5.0点	10.0点	5.0点
順位方式	3.3点	0.0点	10.0点	6.7点

品質確保促進ガイドライン作成委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	長野 章	はこだて未来大学システム情報科学部教授
	渡邊 法美	高知工科大学フロンティア工学教室教授
	大竹 臣哉	福井県立大学生物資源学部助教授
	中泉 昌光	国土交通省北海道開発局農業水産部水産課長
	佐々木 敦	岩手県農林水産部漁港漁村課総括課長
	佐々木秀一	宮城県産業経済部漁港漁場整備課長
	重本 吉徳	島根県農林水産部漁港漁場整備課長
	上赤 孝男	鹿児島県林務水産部漁港漁場課長
(委員会事務局)		
	影山 智将	水産庁漁港漁場整備部長
	宇賀神義宣	水産庁漁港漁場整備部整備課長
	堀越 伸幸	水産庁漁港漁場整備部整備課課長補佐(協議会構成員)
	押田 和雄	水産庁漁港漁場整備部整備課課長補佐(")
	柳瀬 知之	水産庁漁港漁場整備部整備課水産土木専門官(")
	國枝 徹	水産庁漁港漁場整備部整備課係長 (")
	鹿田 正一	(社)水産土木建設技術センター理事長
	三上 信雄	(社)水産土木建設技術センター調査研究部長
	川原 眞	(社)水産土木建設技術センター調査研究部上席研究員

水産基盤整備事業工事等の品質確保に関する協議会 構成員名簿

氏 名	所 属
大森 満康	宮城県産業経済部漁港漁場整備課技術補佐
小原 和彦	宮城県産業経済部漁港漁場整備課技術主幹
岡田 元	愛知県農林水産部水産課主査
堀木 清貴	愛知県農林水産部水産課技師
武馬 雅志	愛知県建設部港湾課技師
渥美 正廣	福井県農林水産部水産課主任
下 辰幸	福井県農林水産部水産課主任
竹友 昭彦	和歌山県農林水産部水産局水産振興課副主査
北 勝也	和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課班長
鈴木 喬	和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課副主査
入高島一洋	沖縄県農林水産部漁港漁場課班長
兼次 孝彰	沖縄県農林水産部漁港漁場課主任技師
前田 宗文	国土交通省北海道開発局農業水産部水産課建設係長
水 産 庁	漁港漁場整備部整備課整備班及び施工積算班

水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン

発行年月 平成19年3月

発行者 水産庁漁港漁場整備部

本ガイドラインに関する問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部整備課

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

電話 03-3502-8111（内線7282）

FAX 03-3502-2668